

平成 23 年度

第 1 回太子町まちづくり審議会議事録

日 時：平成 23 年 4 月 28 日(木) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 58 分まで

場 所：太子町役場 第二会議室

太子町総務部 企画政策課

平成 23 年度第 1 回太子町まちづくり審議会 議事録

1. 審議会の開催日時及び場所

日 時 平成 23 年 4 月 28 日(木)  
場 所 太子町役場 2 階 第 2 会議室  
開 会 午後 1 時 30 分  
閉 会 午後 2 時 58 分

2. 諮問事項

太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について

3. 委員の出席者・欠席者

出席委員：朝生 一郎 佐々木 隆彦 井口 宏幸 鳥井 文博 廣橋 弘毅  
首藤 正典 久保田 文章 八幡 千鶴子 藤室 義春 古賀 弘一  
欠席委員：千古 佳樹

4. 町出席者

町長 首藤 正弘  
事務局及び説明員  
総務部長 香田 大然  
企画政策課長 堂本 正広 副課長 山本 紀弘

5. 審議会経過及び結果

別記にて記載する。

## 1. 開 会

### 2. 町長あいさつ

会議の前に、4月1日付け人事異動によりまして、異動した職員を先に紹介させていただきます。

前村瀬総務部長後に、香田総務部長が着任しています。そして、山本課長から堂本課長に代わっておりますのでご紹介させていただきます。

平成23年度第1回太子町まちづくり審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

さて、3月11日発生した東日本大震災は未曾有の大地震であり、津波、福島原子力発電所の放射能漏れと、トリプルの災害となりました。地震につきましても、マグニチュード9.0という大きな地震で、死者・行方不明者を合わせますと2万7千人を超えるのではないかと考えております。

本町におきましても、人的支援といたしまして、給水支援に2回で職員8名が、陸前高田市でこの29日までの8日間、活動を行っています。それから、市町業務全般支援ということで、4回に渡りまして、気仙沼市そして南三陸町へ8名を派遣いたしております。5月2日からは、保健師を1名、仙台市に派遣いたします。これから、被災地へ長期に渡る支援が必要ですが、太子町もその支援体制について慎重に対応しなければならないと考えております。

また、物的支援としましては、被災地の方が混乱しておりまして、物資の配分が、滞っているとも言われております。太子町では、姉妹提携を結んでいます奈良県斑鳩町を通じて、岩手県の大槌町へ搬送いたします。この町では、町長さんも亡くなられ、職員も35名が亡くなられたりしている町ですが、この大槌町と奈良県斑鳩町とが交流があったこともありまして、本町の備蓄品や斑鳩小学校の児童が作成した千羽の鶴など、2トン車2台分で斑鳩町へ持って行き、そこから岩手県大槌町へ搬送いたしました。

今後も県と情報を共有しながら被災地の復旧・復興を支えていきたいと考えております。

また、本年は、昭和26年に太子町が発足して、町制施行60周年を迎えます。6月26日に記念式典を開催します。こうした状況の中で、記念式典も華美にならないように、十分に気をつけていき、そして、沢山の皆様と共にお祝いしたいと考えております。

この式典での被表彰者の決定をこの審議会でお願ひしたいと考えております。

もう一点は、庁舎建設に向けての事業ですが、ご承知のとおり、本年の3月末、平成22年度に(株)東芝の用地を新庁舎建設用地として、11,998.26㎡を購入しました。既に名義は、太子町名義となっております。平成23年度に種々課題などを整理しながら、時代に相応しいコンパクトな庁舎、また、災害対策本部としての機能も十分に果たせるような庁舎建設計画を進めていきたいと思っております。町民の皆様には、綿密な精査が整い次第適宜お示しさせていただきたいと考えています。後ほど、庁舎用地の概略説明を総務部長から説明いたしますのでよろしくお願ひします。

さて本日、ご審議いただきますのは、太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定です。

本年は、5名の方を推薦させていただきます。内訳は、社会功労賞に3名の方を、産業功労賞に2名の方をそれぞれ、諮問させていただいておりますので、よりよい結論を

いただきますようよろしくお願いいたします。

詳細な内容については、後ほど事務局より説明させますので、ご意見・ご審議を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### 3. 会長あいさつ

会長を務めさせていただいています廣橋でございます。

会長は議事の進行にあたるという規則に基づきまして、私为本日の会議の議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

審議いただく事項といたしまして、太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定案件についてでございます。

慎重にご審議をお願いいたします。

なお、ただ今の出席委員数は 10 名でございます。定足数に達していますこと申し添えます。

### 4. 議事録署名委員の指名

最初に議事録署名委員を指名いたします。

太子町まちづくり審議会規則第 4 条第 2 項の規定に基づきまして、私の方から指名させていただきます。

議事録署名委員には、古賀 弘一委員と朝生 一朗委員の両氏を指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。お二人の委員には、後日、事務局がまとめまして、誤りがなければ議事録に署名のお願いにお伺いしますのでよろしくお願いいたします。

### 5. 諮問事項

諮問第 1 号 太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について  
(平成 23 年 4 月 28 日 太企画第 78 号)

社会功労賞	矢部 要
社会功労賞	森田 てつ子
社会功労賞	富岡 治彦
産業功労賞	改野 正典
産業功労賞	改野 鉄夫

### 6. 審議

それでは、諮問第 1 号「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」をご説明させていただきます。

#### 【諮問第 1 号 被表彰者の決定】

本年度の太子町表彰条例に基づく被表彰者は、5 名の方です。

お一人目は、太田(北村)在住の 矢部 要(やべ かなめ)さんです。

資料 3P をお開きください。

功績内容は、人権擁護委員として、15年間の永きにわたり、人権相談に応じ、地域における人権課題の解決に努められました。一方で、自由な思想の普及高揚と町民の生活が安全に守られ日常生活に支障なく豊かに暮らせるまちづくりに尽力されました。また、15年間の委員歴の中で、龍野人権擁護委員協議会会長を8年間、兵庫県人権擁護委員連合会理事を10年間務められ、町内だけでなく兵庫県内の人権擁護委員活動にも貢献されました。

この度の表彰は、「社会功労賞」に該当いたします。

太子町表彰条例施行規則第2条 第2号 エ「その他 地域社会づくりに貢献した者」の適用要件を十分に満たされています。

ここで、人権擁護委員の概要について、簡単にご説明させていただきます。

人権擁護委員に委嘱されるには、町長が議会の意見を聞き、議会の承認をもらい、法務大臣に対して推薦し、法務大臣が適任者と判断した方を人権擁護委員として委嘱します。

委員の職務ですが、①自由人権思想に関する啓もう及び宣伝 ②民間における人権擁護運動の助長に努めることなどの職務があります。

委員の任期ですが、任期は3年でございます。

委員の服務ですが、人権の職務を行うにあたっては、関係者の秘密を知る機会が多いことから、その秘密を厳守することの義務付けや職務上の地位又は職務の執行を政党又は政治目的のために利用することを禁じられています。

なお、人権擁護委員の身分につきましては、民生児童委員でしたら特別職の国家公務員、消防団員でしたら特別職の地方公務員としての位置付けですが、法務大臣が委嘱する民間のボランティアであります。

活動中の事故などにおける補償については、民生児童委員と同様に補償は用意されています。

委員の職務で大きなウェイト占める人権相談ですが、大きく分けて①常設相談所では、神戸法務局龍野支局で、毎週火・木曜日当番制での実施②特設相談所では、太子町立中央公民館で、毎月広報に掲載させていただいていますが、原則として第3木曜日に開設しています。相談内容については、暴行虐待・社会福祉施設関係の人権などの相談が多いとお聞きしております。こういった様々な人権相談をされています。

龍野人権擁護委員協議会ですが、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町の4市3町の西播磨地域で各人権擁護委員の57名で構成されており、太子町では5名の方がおられ、この協議会に属しておられます。龍野人権擁護委員として、様々な活動をされています。

西播磨人権啓発活動ネットワーク協議会では、4市3町の人権擁護委員と4市3町の行政と伴に活動する協議会を立ち上げていますが、その協議会での行事計画に基づいて、活動をされています。

特に、今年度は12月18日に相生市で開催される「西播磨人権のつどい」は持ち回りになっておりまして、平成24年度は太子町で開催されます。こういった人権のつどいにも人権擁護委員として運営をされています。

神戸法務局龍野支局管内におけます4市3町で人権侵犯事件を57名の人権擁護委員

と法務局の職員で人権相談を行っています。平成 21 年度の相談実績は 7,115 件の人権相談が寄せられております。

参考ですが、過去の太子町表彰で人権擁護委員が表彰されているケースとして、平成 12 年度に、委員歴 16 年で改発 乃典（かいはつ だいすけ）さんが表彰されております。

二人目は、東保(中出)在住の 森田 てつ子(もりた てつこ)さんです。

太子町まちづくり審議会資料 3P をお開きください。

功績内容は、民生委員・児童委員として、平成 7 年 12 月より 15 年間の永きにわたり地域福祉の向上に貢献されました。

また、平成 19 年より、町民生委員児童委員協議会心配ごと相談部会副部長として部長を補佐し、部会の中心的存在として、積極的に相談に応じ、適切な指導・問題解決に努められました。

この度の表彰は、「社会功労賞」に該当いたします。

太子町表彰条例施行規則第 2 条 第 2 号 イの「国及び町の業務を補完する民生・児童委員の職にあって、15 年以上在職した者」に適用要件を十分に満たされています。

三人目は、糸井在住の 富岡 治彦(とみおか はるひこ)さんです。

功績内容は、町医として、昭和 50 年 4 月より 36 年間の永きにわたり、乳幼児健診や予防接種などに従事され、広く町民の健康維持増進に貢献されました。

また、揖保郡医師会会長を 6 年間、揖龍学校保健会会長を 3 年間、会長職として会務をとりまとめ、その活動は模範とするところであります。

この度の表彰は、「社会功労賞」に該当いたします。

太子町表彰条例施行規則第 2 条 第 2 号 エ 「その他 地域社会づくりに貢献した者」に適用要件を十分に満たされています。

ここで、町医の概要について、簡単にご説明させていただきます。

町医ですが、太子町医及び太子町公立小学校医設置条例に基づきまして、町民の保健衛生を指導並びに管理する為に、校区に 1 名ずつ設置することになっています。富岡先生は、石海地区からの町医となります。現在、町医は 4 名の先生がいらっしゃいます。

町医などの委嘱ですが、町長が議会の同意を得て委嘱することになっており、従事事項としましては、①定期及び臨時予防接種②感染症予防接種などに従事されています。

具体的な仕事としましては、乳児健診、1 歳 6 か月健診、3 歳児健診の健診業務があります。特に、乳幼児健診については、子供が身体面と精神面で健全な発育を確認して、病気や発達の遅れなどを早期に発見する大きな役割がございます。

予防接種では、BCG(結核菌の予防)やポリオ(小児マヒの予防)を実施し、それぞれ 4 人の町医の先生で分担して実施されています。

小学校に入学される前の子供も達の健診や予防接種については、町医の先生が担当し、学校へ入学されると校医の先生が担当となります。

なお、富岡先生につきましては、町医は、お辞めになられますが、石海小学校の校医は現在も続けておられます。町医を辞められるということで、今回表彰の対象とさせていただきます。

参考ですが、過去の太子町表彰で町医・校医が表彰されているケースとして、7の方が表彰されております。

四人目は、東南在住の 改野 正典(かいの まさのり)さんです。

太子町まちづくり審議会資料 4P をお開きください。

功績内容は、昭和 47 年 7 月に太子町商工会活動に賛同、商工会に加入し、小規模事業者への強い指導力の発揮や会員の調和と連帯をもって事業運営に努力し、地域商工業の振興発展に尽力されました。

特に、昭和 54 年 5 月より昭和 60 年 4 月までの 6 年間を商工会理事として、昭和 60 年 5 月より平成 22 年 4 月までの 25 年間を商工会監事として、通算 31 年間を務められました。

この度の表彰は、「産業功労賞」に該当いたします。

太子町表彰条例施行規則第 2 条 第 3 号 イ 「農業・工業・商業の分野において地域経済の活性化に努め、その功績が顕著な者」の適用要件を十分に満たされています。

五人目は、東南在住の 改野 鉄夫(かいの てつお)さんです。

昭和 40 年 6 月に太子町商工会活動に賛同、商工会に加入し、小規模事業者への強い指導力を発揮し、地域商工業の振興発展に尽力されました。

特に、昭和 62 年 5 月より平成 22 年 4 月までの 23 年間を商工会理事として務められました。

この度の表彰は、「産業功労賞」に該当いたします。

太子町表彰条例施行規則第 2 条 第 3 号 イ 「農業・工業・商業の分野において地域経済の活性化に努め、その功績が顕著な者」の適用要件を十分に満たされています。

ここで、商工会の概要について、簡単にご説明させていただきます。

商工会の組織などについては、昭和 35 年に商工会法が公布されたことによりまして、太子町商工会が設立されました。この法律の目的としまして、町村における商工業の総合的な改善発達を図るなどのための組織として商工会を設け、もって国民経済の健全な発展に寄与することとされています。

また、商工会設置の目的としましては、太子町におけます商工業の総合的な改善発達を図り、併せて、社会一般の福祉の増進に資することを目的としています。

特に、商工会活動の中だけではなくて、社会一般の福祉の増進につきましては、あすか祭り・文化講演会を始め、各イベントの実施や、毎年恒例のクリーン作戦などのボランティア活動にも参加されています。

平成 22 年 3 月 31 日現在の商工会会員数ですが、657 の事業所が加入され、活動をさ

れています。

商工会役員の組織図としましては、顧問、会長、副会長、理事の 24 名、幹事の方がいらっしゃいます。商工会の 657 名の会員皆様の経営改善事業や経営革新支援事業の積極的な推進を図られると同時に、会員サービスの向上・組織率のアップ・指導体制の強化などの実現にむけて取組んでおられます。この商工会役員会の中で意思決定がされ、毎年のように事業計画を策定されています。

参考ですが、過去の太子町表彰で商工会活動として、平成 4 年度に 3 人の方が表彰されております。

以上、5 名の功績など 概要説明をさせていただきました。よろしくご審議の程お願いいたします。

参考ですが、平成 2 年度から太子町表彰を制定して、昨年までで全体で 118 名の受賞の方々がいらっしゃいます。内訳といたしまして、自治功労賞として、17 名、社会功労賞として、35 名、産業功労賞として、13 名、教育功労賞として、8 名、文化功労賞として、10 名、スポーツ功労賞として、33 名、たちばな賞として、1 名、ひまわり賞として、1 名の方となっております。

以上でございます。

(会長)

ただ今の説明に対しまして、何かご質問・ご意見などがございましたら、承りたいと存じます。

(久保田)

富岡さんの場合は、社会功労賞ですが、今まで受賞されたお医者さん 4 人の方は、教育功労賞になっていますが、今回初めて、社会功労賞ということは何か理由がありますか。

(事務局)

今までの方は、学校医を主にされていまして、教育功労賞とさせていただいています、富岡先生の場合は、校医は続けられていますが、町医を辞められ、社会功労賞ということで表彰させていただいています。現在も長期間校医をされていますが、今後、校医を辞められても町医で太子町表彰を受賞されますので、太子町表彰は該当いたしません。

(井口)

表彰内容は違いますが、1 人 1 回しか太子町表彰を受賞されないのですね。

(事務局)

原則は、1 人 1 回です。

(久保田)

同じ医者で、1 人だけ、社会功労賞と違う形で、経歴が残るのではないのですか。

(事務局)

表彰対象が校医であるか、町医であるかの違いで、表彰させていただいています。

(久保田)



これまでの受賞の方は、町医をされていないのですか。

(事務局)

町医をされている先生もいらっしゃいますが、校医を主にされていて、校医の期間が長いです。町医を短い期間で辞められたということですので、校医として表彰させていただいています。

(久保田)

富岡先生は、校医が短くて、町医が長いということですか。

(事務局)

富岡先生は、校医は現在続けていらっしゃいますので、町医を辞められたので表彰させていただいています。

(久保田)

富岡先生は、校医年数が15年では、表彰年数が不足しているということですか。

(事務局)

校医何年、町医何年という規定はありません。ただ、現職で校医を続けられているということで、表彰の対象外としているところです。

(井口)

現職であっては、表彰の対象とならないということですね。

(事務局)

はい、現職で校医を続けられていますので、町医を辞められたということで、町医で表彰対象とさせていただいています。

富岡先生は、町医を昭和50年から続けられておられます。また、石海小学校の校医も昭和50年から続けられております。ただ、校医が現職の場合は、原則的に表彰の対象となりませんので、町医を辞められたということで、町医の功績に対して表彰させていただいています。

(久保田)

そういうことではなくて、今まで6人の方が教育功労賞を受賞されていて、1人だけ今回、社会功労賞という形で表彰されると、お医者さんではないという解釈をされませんか。

(井口)

何に対しての表彰かということですよ。

(久保田)

校医を辞められたら、もう一度、表彰されると思うのではないですか。ご本人にしたら、教育功労賞か社会功労賞のどちらで受けられる方が形として、いいのかなと思った。

(井口)

たまたま、校医を辞めていないので、校医での表彰ではないということですよ。

(事務局)

今までの方は、町医もされていて校医もされていて同時に辞められていたというケースですが、長い方が校医だったので、教育功労賞とさせていただいて、富岡先生は、町医を辞められたけれども、校医は現職で続けられますので、社会功労賞で表彰をさせていただきました。

(井口)

表彰は、同格ですよ。

(事務局)

それは、同じです。

(久保田)

一般的には、町医と校医で表彰の名称が違うというのは、分かりにくいのではないですか。

このように、詳しく説明を聞くと分かるけれども、一般の人が聞いたら分からないのでは。一方は教育功労賞で、一方は社会功労賞だと格が違うのではないかと思います。

(事務局)

事前に表彰させていただく時に、ご説明させていただいております。町医は社会的な町民の方、校医は学校児童・生徒なので教育功労とさせていただいています。一般的に分かりにくいのですが、表彰させていただく時に説明を加えさせていただいています。

(鳥井委員)

推薦する人の所管が違っているのですか。

(事務局)

校医につきましては、教育委員会が推薦し、今回は町医なので、さわやか健康課が推薦となっています。

(鳥井委員)

やっぱりそうですか。個々によって名前が違っているということですね。でも、一般的に聞いたらおかしいですね。表彰受賞については、問題はないのですが、名称のあり方については気になりますね。

(会長)

今出た質問は、もっともな質問だったと思いますが、一回一回説明が出来ませんので、今のような疑念が生じるかもしれません。事務局の説明で、一応納得していただけたでしょうか。

(事務局)

なるべく表彰の中でどこまで、説明しきれるかということですが、何らかの形で説明させていただきたいと思います。

(会長)

他に質問はありませんか。

(古賀)

今回、矢部 要さんが人権擁護委員ということで社会的に貢献されていますが、これまでに、同じ人権擁護員として、改発 乃典さんお1人だけですか。15年という長きにわたり尽力されたということですね。今回、人権擁護委員ということで法務大臣から委嘱されて、位置付けがはっきりしていますよね。同じように、民生委員児童委員も厚生労働大臣から委嘱されています。いわば、同じ国の機関より委嘱されていますから、民生児童委員は15年で表彰するという、太子町表彰条例施行規則がありますが、人権擁護委員は、特に規定が無く、「その他」で、貢献したということで判断するわけですね。

特に、異議はありませんが、人権擁護委員も太子町表彰条例施行規則の規定の中にきっちり謳われれば、分かりやすいのではないのでしょうか。

(会長)

今の問題ですが、民生児童委員の場合は3年で任期が更新されます。人権擁護委員は、任期がないのですか。

(事務局)

人権擁護委員も任期は3年です。3年で再任は妨げないとなっています。再任の時に

75歳を超えていけば再任は、出来ないということになります。

(会長)

矢部さんの場合は、15年を迎えた時にまだ、継続中(再任中)だったから、16年経って、今回、表彰対象として提出されたということですか。

(事務局)

矢部さんの場合は、去年辞められて、ちょうど任期を終えられて、既に、75歳を超えて再任ができないということで、今回、辞められて、任期が15年ということですか。

(井口)

人権擁護員は、表彰の対象年数がないのではないですか。

(事務局)

太子町表彰条例施行規則第2条の社会功労賞、エのその他のところに該当いたします。今回の富岡先生も同じですが、第2条の社会功労賞のア・イ・ウの各号に該当しない場合は、エのその他の号を適用させていただいています。

民生児童委員が15年ということで、国の機関で省は違っても委嘱されているということで15年という一つの基準があるのではないかとということ。以前に、人権擁護委員の改発さんも途中で辞めておられますが、16年務められて、表彰させていただいています。同じような活動をされているということで、この度、表彰対象とさせていただきました。

(会長)

他に質問はありませんか。

(古賀)

商工会の2名の方ですが、商工会の方に対しては、産業功労賞にあたるということですが、太子町表彰条例施行規則第2条の産業功労賞、イの功績が顕著な者に該当するものだと思いますが、どこで功績が顕著であると判断されているのですか。

(事務局)

商工会の657名の会員をまとめられています。

役員になることによって、ひとつの方向性にもっていく、意見をまとめ調整し、意思決定をするということはなかなかできないことかと、また、商工会の組織の中だけでなく、地域社会でも大変貢献されていて、地域社会の中でも、どのような事業をすれば良いのか、役員の中で検討され、また、若い青年部などの意見を聞き、判断決定をしているのも役員の方ということです。そういうことが顕著で功績をあげられているということで判断させていただいています。

(古賀)

商工会に長年、入っているだけではなく、役員として何年間も務められた方ということですか。

(事務局)

長く役員をされているということだけでなく、先程お話したような形で尽力をされているということで、たくさん役員さんはいらっしゃいますが、年数だけで推薦はされていないと思います。

(古賀)

逆に質問を変えますと、仮に改野 正典さんでしたら商工会の役員として通算31年務められました、改野 鉄夫さんは商工会理事を23年間務められました。

その期間、同じように役員をされていても、推薦されていない人がいらっしゃるという

うことですね。

(事務局)

他にも役員さんはいらっしゃいますので、過去に、役員を辞められた方も含めて、推薦されていない方もいらっしゃいます。

(古賀)

そのような客観的な判断は、審議会の委員としては、ご本人をよく知っている方でしたら、分かりますが、この文面、説明からでは分からないので、お聞きしました。

(会長)

他に質問はありませんか。

(井口)

この審議会の審議とは、あまり関係ないかもしれませんが、先般3月に、各自治会長などに町制60周年記念の表彰対象者の推薦依頼がありました。審議会で審議されています表彰対象者と、今度の60周年記念の表彰者との位置づけは違うのでしょうか。

(事務局)

はい、こちらは太子町表彰条例に基づきます。太子町の功労者表彰でありまして、自治会に依頼させていただいた分は、節目の60周年、50周年、40周年のその10年間、50周年で感謝状をお渡ししてから10年経った60周年の間で、さまざまな分野で活躍された方への感謝を表すという感謝状です。感謝状と功労賞との違いです。

(井口)

はい、分かりました。

(会長)

他に質問はありませんか。

(鳥井委員)

審議会の審議とは、直接関係ないと思いますが、今日出た話の中で人権ですが、龍野人権擁護委員協議会というのがあって、今回も1名推薦されたわけですが、4市3町であるのに西播磨人権擁護委員協議会ではなく、なぜ龍野という言い方なのか。それから、太子町から人権擁護委員を人選する母体がどこにあるのか、太子町人権擁護委員は5人いますが、誰が推薦して人選しているのか分かれば教えてください。

(事務局)

まず、龍野人権擁護委員協議会は所管が法務省となっていて、法務局の支局が龍野支局です。その龍野支局の龍野をとって、龍野人権擁護委員協議会となっています。

もう1点、推薦の件ですが、人権擁護委員を委嘱するのにも、当然、議会に上程します。議会にかける前に、該当校区の連合の自治会長さんの所にご相談させていただいています。

(鳥井委員)

自治会が主体となっているのですか。

(事務局)

校区の全自治会長さんではなくて、推薦を校区の連合自治会長さんに、ご相談させていただいて、推薦をいただいています。

(鳥井委員)

それでは、この方々は、各校区の連合自治会長さんからの推薦ということですか。

(事務局)

はい、5人ですが、杉本委員が太田校区、熊谷委員が石海校区、玉田委員が太田校区、

前岡委員が斑鳩校区、山本委員が龍田校区となります。

太田校区の2名は、女性の委員が当時1名だったので、女性の委員を増やしてくださいという法務局からのお願いがありました。委員活動するのにも、女性1名で人権相談されると、非常に、色々な問題があるということで、今回、杉本委員に委嘱させていただき、太田校区が2名ということです。

(鳥井委員)

そういう人選の仕方、太子町は多いのではないですか。民生児童委員もそうですよね。

(事務局)

地域の事情に一番詳しいのが自治会長さんと理解させていただいています。

(鳥井委員)

内容は分かりました。

(会長)

色々ご意見だしていただきまして、ご審議いただいた訳ですが、このあたりで、お諮りしてよろしいでしょうか。

それでは、諮問第1号太子町表彰条例に基づき、表彰者の決定について原案通り承認してよろしいでしょうか。

(全委員)

異議なし。

(会長)

ご異議がないようですので、諮問第1号太子町表彰条例に基づき、表彰者の決定について原案通り承認いたします。ここで、事務局から諮問第1号関係で今後の日程の説明がありますのでよろしくお願い致します。

(事務局)

それでは、ただいま諮問第1号太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について承認をいただきましたので、6月の太子町議会定例会に議案を提出し、議会の承認を得て表彰を行います。

なお、この度の表彰については、6月26日開催の太子町制施行60周年記念式典の式場で伝達させていただきたいと考えています。委員の皆様のご協力によりまして被表彰者の審議が滞りなく議論することができましてありがとうございました。

(会長)

それでは、暫時休憩に入ります。

[暫時休憩]

(会長)

会議を再開いたします。慎重なご審議いただき誠にありがとうございます。

7. 答 申

諮問第1号 太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について

(平成23年4月28日)

(会長から町長へ答申)

諮問のあったことについては、全員について適当と認めます。

社会功労賞 矢部 要

社会功労賞	森田	てつ子
社会功労賞	富岡	治彦
産業功労賞	改野	正典
産業功労賞	改野	鉄夫

## 8. 報 告

新庁舎建設について

(会長)

始めにお話がありましたように、その他について事務局よりご説明をお願いします。

(事務局)

新庁舎の場所太子町鶴 280 番地 1、面積 1 万 1 千 998.26 m<sup>2</sup>、約 3,629 坪となります。

目的といたしましては、新庁舎建設整備事業用地、地域交流拠点整備用地として、明確に庁舎用地としての位置づけがなされております。

取得金額は、4 億 8 千 7 百万円であります。所有権移転の登記日ですが、平成 23 年 3 月 29 日で太子町名義になっております。

今後の予定ですが、今年 5 月中に職員によるプロジェクトチームを立ち上げる予定でございます。その後、町民各団体などによります委員会的な組織を立ち上げます。

職員のプロジェクトチームで、まず、どういう庁舎にするかという原案を作成しまして、また、町民各位のご意見を頂戴し手直しをしていくという流れで進めたいと思っております。

平成 15 年 3 月に、新庁舎整備構想報告書を策定しています。ただ、平成 15 年 3 月に作り上げて以降、ご承知のように掛龍の合併問題などもございまして、一旦整備構想はストップしていましたが、機は熟したということで、やっと新庁舎の箱物に手を付けることがきたということでございます。

現行の新庁舎整備構想を発展的に一部手直しし、新たな新庁舎の構想を作り上げていきたいと思っております。

いずれにしても、新庁舎用地は取得しました。その用地を 5 年も 6 年も塩漬けにしておく訳には参りませんので、スピード感をもって、23、24、25 年度の間には工事着手をしているというイメージをもっています。

最短で、工事着手まで 3 年はかかると考えております。

これは、皆様のご意見を頂戴するにも時間はかかりますが、やはり、実施設計、基本設計において、時間がかかるというものでありまして、実施設計だけでも 7、8 カ月という時間を要します。私たちの場合、予算の議決をしていただいたり、色々な手続きが必要となりますので、最短でも、工事着手は 3 年はかかるとというのが、今の見込みでございます。

スピード感が一番今のご時世大切なことでございますので、できるだけ早く町民の皆様のご期待に添えるような新庁舎建設にもっていきたく思っております。

また、今後ともまちづくり審議会の委員の皆様方には、ご意見など知恵を拝借するようなこととなりますが、どうぞその節にはよろしく願います。現在のところそういうような概略で運びたいと思っております。以上でございます。

(会長)

何か質問はございませんか。

(朝生)

あまり格好やデザインに拘らずに、町役場としての機能や、防災などの機能を考えていただきたいです。デザインなどにこだわりすぎないものにしていただきたいと思います。

(事務局)

バブル全盛期には、とんでもないデザインの公共施設がたくさんできたことは皆様もご承知だと思います。町長もコンパクトで、災害に対応でき町民の方が使いやすく、機能重視なものを考えています。おっしゃるとおりでございます。

(井口)

建設費用は今の時点でどのくらいと考えているのですか。

(事務局)

まず何階建てで、面積をどのくらいにするかなど、例えば、ビルを建てる時でも鉄筋コンクリートで、㎡単価でいくらか相場がございまして、相場で概算費用をはじき出します。

今の庁舎が 2,300 ㎡ございまして、このご時世で、新庁舎は、5,000 ㎡以上は必要だと考えています。㎡単価が 40 万ということでしたら、単純に考えて 5,000 ㎡だと 20 億という概算費用をもって財源計画を立てていかないといけないと思っています。

町民の皆様が、町に財源があるのかどうかということ、ご心配であると思いますが、建設費ですが、例えば、一般のサラリーマン家庭が家を買うように頭金を出した後は、ローン返済となります。役場でいうと起債を返済していくということとなります。

役場では、借金を返していくようになると思います。目安といたしまして、あすかホールでは、起債の返還が年間 1 億 5 千万円となっています。また、掛龍クリーンセンターを建てたときの起債の返還があと 2, 3 年で終わるようになっていきます。あすかホール、掛龍クリーンセンター、福祉会館 火葬場のそれぞれの返済が、後 2, 3 年で終わるようになっていきます。大口の起債の返還が終わります。新庁舎の建設を着工するのが、3 年後と申しましたので、その頃には、大口の起債が終わっています。

家で例えますと、車のローンが終わったら、娘の学資ローンが始まるというようにその時には車のローンが終っているという、そのようなやり繰りで、全く一般家庭と同じでございます。そうすると、頭金を貯めて、例えば、新庁舎建設費用が 20 億円必要として、頭金を 7 億とします。残りの、12, 3 億円が借金となります。

そうすると、大型借金が終わる、また役場の庁舎の借金が始まる、そうしますと、平均的に財源計画が庁舎を建てたから、こんなにも借金が増えてしまったということには、今のところならないような財源計画をもっております。細かい数字はこれから積算いたします。

(井口)

例えば頭金として、3 年間に 10 億円近い資金を集めるのは、難しいのではないのでしょうか。

(事務局)

現在、公共施設建設資金は、7 億 9 千 9 百万円くらい積み立てています。

(井口)

土地代は。

(事務局)

土地代は全て、平成 22 年度に払ってしまいましたので、借金をせずに土地を買っています。先程もお話しさせていただきましたが、現在、7 億 9 千 9 百万円の公共施設建

設資金を積み立てしています。3年間に少しでもその資金に積むような形で、財政を運営していきたいと考えています。

(会長)

他に質問はございませんか。

(古賀)

新庁舎建設に係る委員会の一般町民の公募はどういう形になるのでしょうか。

(事務局)

現時点において、具体的には検討しておりませんが、各審議会委員の公募の方も含めて、社会的弱者の老人福祉の関係、障がい者福祉関係の方の参加も考えています。例えば、社会福祉協議会がございますので、そういった団体にも声をかけて、社会的弱者の方のご意見も頂戴したいと思っております。といたしますのも、現在、庁舎窓口が高かったり、低い所があったり、不便な所があります。また、車椅子の方の利用にも工夫を考えなければなりません。そのような関係から各種障がい者団体からも入っていただければと考えております。

(古賀)

行政の方から適当な団体の方に声をかけて委員の方に入っていただくということですか。

(事務局)

そのように考えています。

(古賀)

太子町の今後、10年・20年先の人口予測とか、それに伴う財政の変動とかを見ても、新庁舎建設は大丈夫であろうという判断ですよね。建設が可能という客観的なデータは、お持ちですか。

(事務局)

財源計画の基礎数値は、財政課で持っております。ただ、難しいところが人口推計値は、色々な方法があるのですが、数値はかなり外れます。ですから、今までの経験則で言いますと、色々なコンサルタント会社が、太子町は10年後・20年後の人口は、こうなりますという数値は、かなり外れています。そこをいかに微調整するか、また、西播磨各地の人口は減りつつありますが、太子町の人口は、微増しています。

人口問題につきましては、その部分をいかに微調整するかということです。

財政計画につきましては、国の補助制度などがありますが、政権も含めまして、不安定要素があるのは皆さまもご存知だと思います。

例えば、地方交付税が今後どうなっていくか。危ういですね。危ういといいますが、今回の震災で特別交付税が、23年度太子町は減るという覚悟はしているのですが、そういったような社会的要因にも財政計画が左右されますので、やはり手堅いやり方でやっていくのが、一番だなと思っております。

(事務局)

人口予測については、総合計画にも謳われていますので、問題はないと思います。

(古賀)

人口予測についてはそうですね。財政計画に関しては、今回のような震災がありますと変動がありますので、なんともいえないのですが、現段階では大まかに、大丈夫だろうということですね。

(事務局)



はい、そのとおりです。

(八幡)

跡地、現在の役場庁舎の敷地計画は、どのようになっていますか。

(事務局)

現時点においては、まだ計画に至っていません。新庁舎の場所は、現庁舎から約 500 m 西側になります。徒歩で 6 分位かかります。西の新庁舎用地とあすかホールの真ん中に位置します。この 3 つの点をどのように線で結ぶかというところが今後の課題だと思います。

近くには、太子山公園もありますし、現職員駐車場用地も借用契約を解除いたします。職員駐車場も新庁舎用地に移しますが、児童館や太子山公園に訪れる方の駐車場を整備してもいいかなど、以上のような事も十分考慮しながら、今後検討していきます。現庁舎用地も町の中央に位置していますので、有効利用ができると思っています。

(八幡)

新庁舎用地には、十分な駐車場スペースがあるのですか。

(事務局)

面積が約 12,000 m<sup>2</sup>となりますので、来庁者用、職員用、議員用なども含めて、良い配置ができると思います。

## 9. 閉 会

(会長)

色々のご意見が出ましたが、よろしいでしょうか。

これをもちまして、平成 23 年度太子町まちづくり審議会を閉会いたします。

皆様には、終始熱心なご審議をいただきまして有難うございました。

(事務局)

廣橋会長の議事進行によりまして、本日予定していました案件は全て終了いたしました。

委員の皆様には、長時間に亘りご審議を賜りありがとうございました。

太子町まちづくり審議会規則第 4 条に基づきここに署名する。

平成 23 年 6 月 30 日

署名委員

古賀 弘 

朝生 一郎 